

出席停止の連絡票

令和 年 月 日

保護者様

富山市立四方小学校長

風しん、麻しん、水痘、流行性耳下腺炎等は、学校保健安全法により、医師の許可があるまで出席停止の扱いとなりますので、医師と相談の上、適切な処置をとられるようお願いいたします。

記

1 氏名 _____ 年 _____ 組 氏名 _____

2 理由 百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱
結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
その他（ _____ ）の疑い

3 期間 学校保健安全法施行規則第19条第2項に規定されている期間
または病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで

※

_____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ ）～ _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ ）まで（ _____ 日間）

※は後日学校で記入

主治医様

上記の疾病は、感染のおそれなくなるまで登校(園)できないことになっています。
診断・治療の上、下記に登校(園)許可日を記入していただき、本人にお渡ししてください
ますようお願いいたします。

登校許可証明書

学校長様

病名： _____

登校(園)許可日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診断日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

主治医氏名 _____

- この連絡票は、登校される際に必ず学校にお返しください。
- 不明な点がありましたら、養護教諭または担任にお問い合わせください。

対象疾病		出席停止の期間の基準	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎(ポリオ)		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 ※1		
	中東呼吸器症候群 ※2		
	特定鳥インフルエンザ ※3		
新型コロナウイルス感染症 ※4			
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない ※出席停止期間の基準で「発症した後△日を経過」「解熱した後△日」と規定されている場合、症状が出た日(解熱した日)の翌日を1日目として数える
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで	
結核 髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス、パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症	感染性胃腸炎 サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症 マイコプラズマ感染症 インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑(りんご病) RSウイルス感染症 EBウイルス感染症 単純ヘルペスウイルス感染症 帯状疱疹、手足口病 ヘルパンギーナ A型肝炎、B型肝炎 伝染性膿痂疹(とびひ) 伝染性軟属腫(水いぼ) アタマジラミ症 疥癬(かいせん) 皮膚真菌症 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる	